

令和4年4月20日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、別紙一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年4月21日から実施いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

1 変更点

令和4年4月20日まで

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種後を含む)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

令和4年4月21日以降

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

2 その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いいたします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」（平日 9 時～17 時 30 分 ☎072-785-9437）や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」（24 時間受付《土日祝日含む》 ☎078-362-9980）へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>